平成２８年（フ）第２８１号
高知市本町３丁目３―18　杉村勝正方、住民票上の住所高知市はりまや町３丁目５番19号
債務者　植田　道代
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
4　破産債権の届出期間　平成29年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６８０号
静岡県焼津市石津中町14番地の５
債務者　豊嶋　久通
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井田　努
4　破産債権の届出期間　平成29年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６８号
栃木県佐野市犬伏新町1331　ムカダアパート101・102、住民票上の住所栃木県佐野市相生町200番地１
破産者　楠岡　徹郎
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２１５号
山梨県甲州市勝沼町等々力2386番地29
破産者　雨宮　健二
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
山梨県甲州市勝沼町等々力2386番地29
破産者　雨宮ゆかり
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
岐阜県各務原市蘇原六軒町４丁目10番地21（ロイヤル各務原Ⅱ1003）
破産者　兼村　桂子
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１５８号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ４―610、開始決定時の住所岐阜市切通１丁目７番16号（ナワジドウシャコウギョウ）
破産者　名和　盛男
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１７号
岐阜市下奈良２丁目10番３―１号
破産者　杉本　博之
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９１号
大阪府泉南郡熊取町大久保中１丁目６番34号、住民票上の住所大阪府泉佐野市泉ケ丘３丁目７番８号
破産者　ＢＳマエダこと　前田　廸男
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
徳島県徳島市幸町３丁目31番地の２
破産者　髙倉　富三
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２０６号
札幌市手稲区曙３条１丁目５番10号
破産者　永野　和恵
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３７４号
札幌市清田区北野４条３丁目１番17―202号
破産者　堤　　貴志
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４４７号
札幌市中央区南９条西１丁目１番28―810号
破産者　明道　美知
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
群馬県沼田市材木町31番地７
破産者　戸部　鈴江
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第９２１号
埼玉県上尾市愛宕１丁目６番６号　パールハイツ102、住民票上の住所埼玉県上尾市本町２丁目７番26号
破産者　神戸登美江
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
埼玉県行田市大字南河原2812番地12
破産者　高坂　隆雄
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８９１号
神奈川県藤沢市打戻677番地の６　セレーノ藤澤203
破産者　上笹　覚弘
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３号
岐阜県各務原市須衛８丁目408、住民票上の住所岐阜市高田３丁目２番13号
破産者　モモファッションこと　足立　清美
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所